

アルメニアへの渡航を予定される皆様へ

発出日：2025年7月04日（一部地域の危険レベルの引き下げ）

アゼルバイジャンとの国境周辺地域 (ナヒチバン自治共和国との国境地域を含む。)	[レベル4] 「退避してください。渡航は止めてください。」 (退避勧告) (継続) その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。
シュニク州全域及びアララト州、ゲガルクニク州、ヴァヨツ・ゾル州、タヴシュ州のレベル4地域と接する地域	[レベル2] 「不要不急の渡航は止めてください。」(継続) その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
アララト州、ゲガルクニク州、ヴァヨツ・ゾル州、タヴシュ州のレベル4、レベル2以外の地域	[レベル1] 「十分注意してください。」(引き下げ) その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
上記以外の地域（首都エレバンを含む。）	[レベル1] 「十分注意してください。」(継続)

【ポイント】

- アルメニアとアゼルバイジャンとの間で長年続いている紛争は、2025年3月13日に両国政府間で和平条約の草案が合意されるなど、紛争解決と和平に向けて一定の成果が見られています。しかしながら、両国間の国境周辺地域では、依然として発砲事案が断続的に発生していますので、目的を問わず、アゼルバイジャンとの国境周辺地域（ナヒチバン自治共和国との国境周辺地域を含む。）への渡航は止めてください。また、同地域に滞在している方は直ちに退避してください。
- また、上記レベル4地域に接する地域については、国境周辺で発生した事案が波及し不測の事態が発生する可能性が排除されないことから、危険レベル2を継続します。同地域への不要不急の渡航は止めてください。
- 治安に一定の安定が見られるため、アゼルバイジャン及びナヒチバン共和国と国境を接する州（アララト州、ゲガルクニク州、ヴァヨツ・ゾル州、タヴシュ州）のうち、国境周辺以外の地域をレベル2からレベル1に引き下げます。同地域においても、状況に応じて十分な安全対策を講じるように心掛けてください。

【概況】

- (1) アルメニアとアゼルバイジャンは、長年、アルメニア人が多く居住するナゴルノ・カラバフの帰属をめぐり対立してきましたが、2020年9月27日に1994年の停戦後最大規模となる軍事衝突が勃発し、その後もアゼルバイジャン側の度重なる攻勢により、最終的にナゴルノ・カラバフ地域に居住していたアルメニア人約10万人が難民としてアルメニアに避難したため、同地域はアゼルバイジャンの施政下に入ることとなりました。現在、両国政府間では国境画定交渉とともに和平交渉が進められ、2025年3月13日には和平条約の草案が合意されるなど、紛争解決と和平に向けて一定の成果が見られています。しかしながら、同条約草案が合意された後も、両国間の国境周辺地域（ナヒチバン自治共和国との国境周辺地域を含む。）では依然として発砲事案等が断続的に発生しています。
- (2) 現在のところ、アルメニアにおいて、テロ・誘拐による日本人の被害は確認されていませんが、テロによる日本人の被害は、シリアやアフガニスタンといった渡航中止勧告や退避勧告が発出されている国・地域に限りません。テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアを始めとする世界中で発生しており、これまでもチュニジア、ペルギー、バングラデシュ、スリランカ等においてテロによる日本人の被害が確認されています。近年は、世界的傾向として、軍基地や政府関連施設だけでなく、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる場所を標的としたテロが頻発しています。特に、観光施設周辺、イベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、公共交通機関、宗教関連施設等は、テロの標的となりやすく、常に注意が必要です。また、外国人を標的とした誘拐のリスクも排除されず、注意が必要です。

テロ・誘拐はどこでも起こり得ること、日本人も標的となり得ることを十分に認識し、テロ・誘拐に巻き込まれることがないよう、「たびレジ」、海外安全ホームページ、報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切かつ十分な安全対策を講じるよう心掛けてください。アルメニアの「テロ・誘拐情勢」も併せて御確認ください。

(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_199.html)

※外務省海外安全情報（危険情報）の詳細につきましては、

外務省海外安全ホームページ : <http://www.anzen.mofa.go.jp>
<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbright.asp> (携帯版) にてご確認ください

または、

外務省領事サービスセンター 電話：(外務省代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903
 外務省領事局海外邦人安全課 (テロ・誘拐関連を除く) 電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2306
 外務省領事局邦人テロ対策室 (テロ・誘拐関連) 電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 3047
 までお問い合わせください。